

縦覧期間 4月1日～7月31日

# 固定資産税の 情報開示について



## 《縦覧制度》

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百十六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。

また、代理人の方は委任状が必要です。

## 【縦覧期間】

4月1日(月)～

7月31日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

## 【縦覧時間】

午前8時30分～

午後5時15分

## 【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

## 【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

## 【縦覧場所】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

## 《固定資産課税台帳の 閲覧制度》

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。

また、代理人の方は委任状が必要です。

## 【閲覧手数料】

一物件300円

## 【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

## 【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

## 【固定資産評価証明書の交付】

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要で

## 【問い合わせ先】

・財務課資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111



# 水道・下水道の使用開始に関する 手続きについて

水道の使用を開始する時は、

使用開始予定日の2日前(土日祝日を除く)までに「使用開始届」の提出が必要で、FAXにて届け出をしてください。

※「使用開始届」は町HPからダウンロード出来ます。

## 開栓作業の立ち見

必ず立ち会いをお願いしています。開栓作業については平日午前9時～午後4時30分で行います。

## 【注意事項】

- ・土、日、祝日や夜間等は作業できませんので、土、日、祝日等で使用を開始される方は、使用開始日より前の平日で立会をお願いします。
- ・「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定した水道料金等を納めていただきます。

## 支払い方法について

納付書によるお支払いと口座引落があります。

## 【納付書によるお支払い】

・納付書は、毎月7日頃に送付しますので納期限までに支払ってください。

※コンビニ、郵便局では支払できません。

## 【口座引落】

・毎月25日に前月分の料金を口座から引き落とします。別途手続きが必要となりますので、下記の窓口で手続きしてください。

・町内の各金融機関(ひやま漁協を除く)

・環境水道課業務係

・熊石総合支所地域振興課

・落部支所

・ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、直接窓口へ提出してください。

## 【問い合わせ先】

・環境水道課業務係

☎0137-63-2020

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111